

令和5年9月15日

お客様各位

高松信用金庫

普通預金口座等の解約手続きの簡素化について  
—残高1万円未満の預金口座解約手続きにおける「印鑑不要化」の取扱い開始—

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫ではお客様の利便性向上のため、個人（個人事業主さまを含みます）のお客様を対象に普通預金口座等の解約手続きを下記の通り簡素化いたしますのでお知らせします。

当金庫は今後もお客様への一層のサービス向上に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

令和5年9月25日（月）

2. 取扱内容

下記の条件を満たす場合は、解約手続きにおける所定の書類へのご本人さまのご署名のみとし、お届け印の押印を不要とします。

対象となるお客さま	個人及び個人事業主のお客さま
対象となる預金の種類	・普通預金（総合口座、決済用普通預金口座、通帳レス口座を含む） ・納税準備預金 ・貯蓄預金
対象となる要件	当該預金口座の残高が <b>1万円未満</b> の場合
ご提示いただくもの	・ご通帳（通帳レス口座の場合はスマホ画面の表示） ・キャッシュカード（発行されている場合） ・店頭にて顔写真付の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の原本をご提示いただき、コピー（写）をいただきますので予めご了承ください。
取扱店	全営業店
その他注意事項	・口座残高が1万円以上ある場合は本取扱いの対象外となります。 ・カードローンの返済口座等、お取引の内容によっては本取扱いができないことがあります。 ・通帳を紛失されている場合には、別途お手続きが必要となります。 ・当金庫へのお届けの住所や氏名が変更となっている場合、本取扱いができない場合があります。
解約金の取扱い	現金支払いまたはご本人さま口座への振込み（為替手数料が別途必要となる場合があります。）

以上